平成 24 年 3 月 28 日 (水) 8:15~10:00 (予定) 場所:ホテルニューオータニ博多 3 階アイリス

## 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会の設立について 次第



- 2. 都市再生緊急整備協議会の設立について
  - •福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約(案)

・協議会構成員等について

#### 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会規約(案)

(設置)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号。以下「法」という。)第十九 条の規定に基づき、福岡都心地域都市再生緊急整備協議会(以下「協議会」という。) を組織する。

(目的)

第二条 協議会は、福岡都心地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議並びに法第十九条の二第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

- 第三条 協議会は、以下の各号に掲げる者をもって構成する。
  - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国 の関係行政機関の長
  - 二福岡県知事
  - 三 福岡市長
  - 四 法第十九条第二項の規定に基づき、一から三までに掲げる者が協議して加えること とした独立行政法人の長、関係民間事業者等

(協議会の会長)

- 第四条 協議会の会長は、内閣総理大臣とする。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する協議会の構成員が、その職務を代理する。

(会議の構成)

第五条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、法第十九条第七項の規定に基づき、 第三条に掲げる者又はこれらの指名する者をもって構成する。

(会議の議長)

- 第六条 会議に議長を置き、会議の構成員の互選により選任する。
- 2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する会議の構成員が、その職務を代理する。

(会議の招集)

- 第七条 会議は、議長が招集する。
- 2 議長は、必要に応じ会議の構成員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させるこ

とができる。

3 会議の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として会議に出席させることができる。この場合において、代理人が会議に出席したときは、当該構成員は、会議に出席したものとみなす。

#### (議事)

- 第八条 議長は、議事を総理する。
- 2 会議は、会議の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席した会議の構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決すると ころによる。
- 4 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定により決する。
- 5 議長は、会議の議決の結果について、速やかにこれを公表する。

(書面による議事)

第九条 議長は、やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事 案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。

(議決権の委任)

第十条 会議に出席できない会議の構成員は、書面をもって表決し、又は他の出席構成員 に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、その構成員は出席した ものとみなす。

(協議結果の尊重)

第十一条 会議において協議が調った事項については、法第十九条第十項の規定に基づき、 協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(部会)

- 第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議、調整等を行うため、協議会に 部会を置くことができる。
- 2 部会は、以下の各号に掲げる者又はこれらの指名する職員をもって構成する。
  - 一 内閣総理大臣及び法第十九条第一項の規定に基づき内閣総理大臣の委嘱を受けた国 の関係行政機関の長
  - 二福岡県知事
  - 三 福岡市長
  - 四 第三条第四号の規定に基づき加えることとした独立行政法人の長、関係民間事業者等のうち、当該区域又は事項に関連のある者として、一から三まで掲げる者が協議して加えることとした者
- 3 部会に部会長を置き、部会の構成員の互選により選任する。
- 4 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

- 5 議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 6 法令により特別の定めがある事項については、前項の規定にかかわらず、法令の規定 により決する。
- 7 部会長は、やむを得ない理由により部会を開くことができない場合においては、事案 の概要を記載した書面表決により部会の開催に代えることができる。
- 8 部会の構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として部会に出席させることができる。この場合において、代理人が部会に出席したときは、当該構成員は、部会に出席したものとみなす。
- 9 部会長は、部会の議決の結果について、議長にその結果を報告し、速やかにこれを公表する。
- 10 部会の議決については、会議での議決を得たものとみなすことができる。

#### (幹事会)

- 第十三条 会議、又は部会での議事等を補佐し、必要な協議及び調整等を行うため、別に 定めるところにより、協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

#### (事務局)

- 第十四条 協議会の庶務は、関係者の協力を得て内閣官房地域活性化統合事務局において 処理する。
- 2 会議の庶務は、議長の所属する団体において処理する。
- 3 部会の庶務は、部会長の所属する団体において処理する。

#### (雑則)

- 第十五条 この規約の改正は、議長が会議に諮って行う。
- 2 法令及びこの規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議 に諮って定める。

#### 附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

### 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会 構成員名簿(案)

氏 名		備考
◇国の関係行政機関		
の だ よし ひこ 野 田 佳 彦	内閣総理大臣	(会長)
川 端 達 夫	地域活性化担当大臣	(会長職務代理者)
前 田 武 志	国土交通大臣	
◇地方公共団体		
ぉ がわ ひろし <b>小 川 洋</b>	福岡県知事	
髙島宗一郎	福岡市長	
◇民間事業者等		
まな べ とし ぉ 真 部 利 應	九州電力株式会社 代表取締役社長	
唐池恒二	九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長	
橋田紘一	株式会社九電工 代表取締役社長	
たけ しま かず ゆき 竹 島 和 幸	西日本鉄道株式会社 代表取締役社長	
<sup>ふる</sup> いち たけし 古 市 <b>健</b>	日本生命保険相互会社 代表取締役	
齋藤次郎	日本郵政株式会社 取締役代表執行役社長	
数本優三	株式会社福岡市土木会館 代表取締役	
石 井 歓	福岡地所株式会社 代表取締役社長	
すぎ やま ひろ たか	三菱地所株式会社 取締役社長	
◇独立行政法人		
小川忠男	独立行政法人 都市再生機構 理事長	
◇エリアマネジメント団体等		
松尾新吾	福岡地域戦略推進協議会 会長	
倉富純男	天神明治通り街づくり協議会 会長	
中村耕二	We Love 天神協議会 会長	
<sup>ほん</sup> ごう ゆずる <b>本 郷 譲</b>	博多まちづくり推進協議会 会長	

# 福岡都心地域都市再生緊急整備協議会 会議構成員名簿(案)

(第1回 平成24年3月28日開催)

氏 名		備考
◇国の関係行政機関		
和泉洋	人内閣官房地域活性化統合事務局局長	(代理) きたに のぶゆき 参事官 木谷 信之
中嶋章	雅 国土交通省九州地方整備局 局長	(代理) おおはら ともお 副局長 大原 知夫
たま き よし <b>玉 木 良</b>	知 国土交通省九州運輸局 局長	(代理) にしむら しょういち 鉄道部長 西村 昭市
◇地方公共団体		
	福岡県副知事	(代理) 建築都市 しょうじ よしはる 部 長 <b>小路 芳晴</b>
たか しま そう いち 高 島 宗 一	部 福岡市長	
◇民間事業者等		
藤永憲	九州電力株式会社 取締役常務執行役員	
	九州旅客鉄道株式会社 常務取締役	
橋 田 紘	株式会社九電工 代表取締役社長	
th the lift of th	<sup>ゅき</sup> 行 西日本鉄道株式会社 取締役常務執行役員	
ふる いち たけ 古 市 優		(代理) 不動産投資 わらち かつしげ 開発室長 <b>和良地 克茂</b>
taが しま とし 長 島 俊	日本郵政株式会社 取締役代表執行役副社長	
rt はら ひろ i 西 原 寛	株式会社福岡市土木会館 取締役	
石 井	<b>~ 福岡地所株式会社 代表取締役社長</b>	
すぎ やま ひろ i <b>杉 山 博</b>	<sup>たか</sup> 孝 三菱地所株式会社 取締役社長	(代理) ふるくさ やすひさ 九州支店長 古草 靖久
◇独立行政法人		
加茂晶	独立行政法人 都市再生機構 九州支社長	
◇エリアマネジメント団体等		
後藤太	福岡地域戦略推進協議会事務局長	
	美 天神明治通り街づくり協議会 会長	
中村耕	<u></u> We Love 天神協議会 会長	
有隅基	博多まちづくり推進協議会 事務局長	